

郡山市上下水道局業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱

平成20年6月30日制定

平成21年10月1日一部改正

平成21年10月30日一部改正

平成23年4月28日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和4年6月23日一部改正

[上下水道局総務課]

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指名競争入札の方法による契約

第1節 入札参加資格の審査等（第3条－第5条）

第2節 入札参加者の指名基準（第7条）

第3節 入札参加者の指名等（第8条－第9条）

第3章 随意契約の方法による契約（第10条）

第4章 補則（第11条－第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨等）

第1条 この要綱は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号。以下「規程」という。）第35条の規定に基づき、局が指名競争入札（以下「入札」という。）の方法により業務委託（以下「業務委託」という。）契約を締結する場合における入札に参加することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）審査、指名及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。）第21条の14の規定による随意契約の方法により契約を締結する場合における見積に参加することができる者（以下「見積人」という。）の決定等について定めるものとする。

（入札参加資格の基本的事項）

第2条 業務委託契約（以下「契約」という。）に係る入札参加資格申請の提出の時期及び方法については、「郡山市を発注者として、指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務委託の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等」（平成7年郡山市告示第131号）及び市長の告示文による。

第2章 指名競争入札の方法による契約

第1節 入札参加資格の審査等

（資格審査及び認定）

第3条 入札参加資格の審査及び認定は、郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名競争

入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（以下「資格審査、指名等に関する要綱」という。）第3条第1項の規定によるものとする。

（有資格業者名簿への登録）

第4条 前条の規定により入札参加資格があると認定した者（以下「有資格業者」という。）の建築物等維持管理業務委託入札参加有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）への登録は資格審査、指名等に関する要綱第4条の規定によるものとする。

（申請事項の変更）

第5条 有資格業者の申請事項の変更は、資格審査、指名等に関する要綱第5条の規定によるものとする。

第2節 入札参加者の指名基準

（入札参加資格の承継）

第6条 有資格業者が合併、会社分割及び事業譲渡等の組織再編等により他の者に当該入札参加資格を承継させる場合は、郡山市上下水道局指名競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領（平成31年4月1日制定）第4条の規定によるものとする。

（指名基準）

第7条 入札に参加させる者（以下「入札参加者」という。）は、実施する業務委託の設計金額、目的、形態、規模、性質等を考慮し、適当と認められる有資格業者のうちから指名しなければならない。ただし、当該有資格業者では入札に参加させることが困難な場合は、当該有資格業者以外の業者を指名することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、指名をすることができない。

- (1) 契約の履行について、その性質上特殊な技術又は機械、器具、設備等を有する者に行わせる必要があるときは、これらを有しない者
- (2) 経営状況の著しい悪化その他のこれに類する事実があり、契約しても不履行となるおそれがあると認められる者
- (3) 入札に付する契約と同種類の契約を局又は局以外の者を相手方として締結している者で、当該同種類の契約が不履行となったもの、又はそのおそれがあると認められる者

第3節 入札参加者の指名等

（指名内申等）

第8条 業務委託を担当する課の長（以下「所管課長」という。）は、前条に規定する指名基準に基づき入札に参加させようとする者を選定し、委託等請負業者指名内申書（第1号様式）（以下「内申書」という。）によりその旨を総務課長に内申しなければならない。

（指名審査及び決定）

第9条 総務課長は、前条の規定による内申を受けたときは、これを郡山市上下水道局契約審査会（以下「審査会」という。）に諮り、入札参加者の審査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、設計金額が200万円未満のものについては、前条の内申に基づき総務課長が、指名相手方の審査をするものとする。

3 総務課長は、前2項の審査を経たものについては、委託等請負業者指名決定伺（第1号様式）により契約規程第2条第4号に規定する契約権者の決定を受けなければならない。

第3章 随意契約の方法による契約

（随意契約に係る見積人の指名決定）

第10条 所管課長は、随意契約の方法により契約する場合については、原則として有資格業者名簿に登載されている者のうちから、第6条の指名基準に基づき、見積人を選定し、契約権者が入札参加者の決定を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、設計金額が1,000万円以上の業務委託については、第7条及び第8条の規定を準用する。

第4章 補則

(長期継続契約に係る取扱い)

第11条 規程第41条の2に規定する契約を締結する場合においては、この要綱に規定する「設計金額」とあるのを「設計金額にその期間を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の郡山市水道局業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為（指名停止等に係るものを除く。）は、改正後の郡山市水道局業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（次項において「新要綱」という。）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行する。

第1号様式（第8条、第9条関係）

委託等請負業者指名内申書・指名決定伺

発議 年 月 日

決裁 年 月 日

| | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|---------|-----|-------|
| 管 理 者 | 局 長 | 次 長 | 課 長 | 課 長 補 佐 | 係 長 | 起 案 者 |
| | | | | | | |

| | | | | |
|----------------|-----------------|-------|-------|---|
| 所 管 課 | | 設 計 額 | | 円 |
| 番 号 | 第 号 | | | |
| 業務委託名 | | | | |
| 施行場所 | | | | |
| 施行日数 (期限) | 年 月 日 (日間) | | | |
| 指 名 理 由 | | | | |
| 摘 要 | 内 申 | | 年 月 日 | 印 |
| | 審 査 | | 年 月 日 | |

| 番号 | 登録番号 | 業 者 名 | 代 表 者 名 | 所 在 地 | 内 申 | 決 定 |
|----|------|-------|---------|-------|-----|-----|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |

以上 社